



せんなん水だより

安全・安心・安定な給水



第 27 号

令和 5 年（2023 年）10 月 1 日 編集 発行／大阪広域水道企業団泉南水道センター
〒590-0521 泉南市樽井 737 ☎072-482-6551

■泉南水道センターにおけるインボイス制度への対応について■

令和 5 年 10 月 1 日より消費税法における適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されます。泉南水道センターでは、これに対応するため、10 月分から税額計算方法を変更し、検針票の『水道使用量・料金等のお知らせ』をこの制度に対応した書式、「インボイス（適格請求書）」として検針時に投函、通知させていただきます。

消費税の確定申告等を実施される事業者、個人事業主等の皆様は、この検針票を大切に保存し、仕入税額控除の適用の際に添付資料としてご活用ください。

10 月分以降のインボイス（適格請求書）のご紹介（一部抜粋）

水道使用量・料金等のお知らせ			
お客様番号(台帳・給水番号)	用途	口径	
方 様			
ご 使 用 期 間			
今回指示数	前回指示数	旧メータ使用水量	
m	m	m	
年 月 分	5 年 10 月分		
ご 使 用 水 量	m		
内			
水道使用料金	円		
メータ使用料金	円		
水道使用料金等 (10%対象)税込計 A	円		
(Aのうち 消費税相当額)	円		
下水道使用料 (10%対象)税込 B	円		
(Bのうち 消費税相当額)	円		
請求予定額(A+B)	円		
次回振替日			
水道事業者：大阪広域水道企業団泉南水道センター 適格請求書発行事業者登録番号 T2-8000-2000-0566			
下水道事業者：泉南市下水道事業会計 適格請求書発行事業者登録番号 T2-8000-2000-0748			

2 か月に 1 度の検針を行い、左記の検針票の体裁で 1 か月分に 1 枚、計 2 枚を発行・投函します。9 月分も同じ用紙を使用いたしますが、計算方法は以前のままです。

水道料金・下水道使用料それぞれの消費税額(10%)を表示するようにしました。(料金欄は税込表記)
水道料金の計算手順につきまして、10 月分より消費税額の算出は水道料金とメータ使用料の合計後に行うこととなりました(端数は 1 円未満切捨て)。このため、以前の個別計算と比べて 1 円の差額が生じることがあります。(下水道使用料には影響ありません)

インボイス帳票を発行する事業者として税務署より通知された登録番号です。
※上水道・下水道でそれぞれ登録番号があります。
上水道（企業団）：T2 - 8000 - 2000 - 0566
下水道（泉南市）：T2 - 8000 - 2000 - 0748

- ・下水道使用料も、同じ検針票でインボイス帳票として取り扱いできます。(代理交付方式)
- ・郵便等でお届けしている「納入済通知書」はインボイス制度に対応しておりません。
- ・インボイス帳票は、あとで証明書（水道料金等調定証明書）を発行することもできますが、発行には手数料（1 月分 A 4 用紙 1 枚で発行・1 枚につき 300 円）がかかります。
※郵便での発行の場合はさらに返送用郵便料（実費）が必要です。
- ・料金の減免や更正で料金の変更があった際には、改めてインボイス帳票として「上下水道料金更正決定通知書」を無償にて発行いたします。

・料金の算定方法につきましては、大阪広域水道企業団公式ウェブサイトで公表しております。